山ノ内町空き家等再生事業補助金事業Ｑ＆Ａ

初版【令和８年 11 月 19 日現在】

このＱ＆Ａは、山ノ内町空き家等再生事業補助金の運用についてまとめたものであり、今後、必要に応じ、順次更新を行っていきます。

Ｑ１：（法人の方）山ノ内町内の空き家を活用し店舗を営む予定だが、本社は町外にある場合は対象となるか？

⇒本店が山ノ内町外にある場合でも、支店や新たな業務形態で山ノ内町内に法人を設立する場合は対象となります。

Ｑ２：（個人事業主の方）住民登録地は町外だが、改修店舗が町内にあれば対象となるか？

⇒申請者が個人の場合は、補助金の交付の日までに町内に在住している必要があります。

Ｑ３：通信販売は対象となるか？

⇒本補助金は町内のにぎわい創出を目的としており、原則、店頭等における対面販売での販売形態を想定しているため、対象外となります。

Ｑ４：本補助金の対象外となる業種はあるか？

⇒以下の業種が対象外となります。

（１） 政治又は宗教を目的とする事業
（２） 社会通念上公序良俗に反する事業
（３） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律 122 号)第２条第２項に規定する風俗営業を営む事業
（４） その他、町長が不適当と認める事業

上記以外の業種は基本的に補助の対象となり得ますが、審査の一例として、旅館業および民泊を営む場合は、ただ宿泊をするだけではなく、地域の活性化に寄与する仕組みができていることが重要になります。（例：農業体験と宿泊がセットになっており地元農家の負担軽減に寄与でき、地元農家の農産物を PR・販売ができる仕組みがなされている…など）

Ｑ５：以前、本補助金を活用し町内ですでに店舗を経営しており、再度本補助金を活用し別店舗を運営したいが補助対象となるか？

⇒申請は一事業者につき１回限りとなります。（要綱第４条別表 備考欄参照）

また、過去 5 年以内に当補助金の交付を受けた者又はその関係者の場合は補助対象外になります。（要綱第３条第１項第４号参照）

Ｑ６：DIY など自分で改修する上での原材料などは対象になりますか？

⇒DIY 等は対象外です。対象経費として計上する際は、必ず施工業者に工事を発注してください。

Ｑ７：空き家の改修を実費で行い、翌年家賃の補助だけを申請することは可能か？

⇒家賃補助だけの申請も可能です。ただし、改修の申請と同様の添付資料を用意し、物件が空き家であったこと、改修を行ったことを証明する必要があります。

Ｑ８：申請書は、どこで入手できるか？

⇒申請書は、町ホームページからダウンロードできます。ダウンロードできない場合は、町経済振興課の窓口でお渡しすることも可能です。

Ｑ９：対象経費には、消費税は含まれるか？

⇒消費税は含みません。

Q10：エアコンの設置は対象になるか？

⇒エアコンや給湯器などの退去時に取り外しができてしまうものについては対象外になります。ただし、エアコンや給湯器を取り付けるにあたっての配管工事等は対象となります。

Q11：空き家の前所有者の残置物撤去費用は対象になるか？

⇒残置物の撤去にかかる費用は対象外です。

Q12：対象経費の例を教えてください。

⇒壁紙の張替え、窓・扉の設置、流し台・トイレの設置等の家屋において基本的に取り外しのできないものが対象となります。

Q13：交付決定を受けたあと、改修費用等が変更になったが手続きは必要か？

⇒導入費用や機器の種類を廃番等の事情でやむを得ず変更するときは、必ず導入前に変更に係る申請書を提出してください。

Q14：補助金の申請後すぐに工事を発注しても良いのか？

⇒工事の発注及び着手は必ず町からの「交付決定通知書」が届いてから着手してください。交付決定前の着手は認められません。

Q15：要綱第６条第１項第３号に補助対象経費の一部を地域金融機関や日本政策金融公庫等で融資又は出資を受ける必要があると記載があるが、すべて自己資金で行ってはいけないのか？

⇒要綱第６条の規定については、あくまで審査の参考として、山ノ内町商工会にご確認いただくよう定めているものであり、すべての項目を満たしていない場合であっても、直ちに不交付となるものではありません。ただし、該当する項目が多いほど審査において高く評価される傾向にありますので、可能な限り多くの項目を満たした上で申請いただくことを推奨いたします。

Q16：実績報告書に添付する「経費の支払いを証する書類の写し」とは具体的に何を添付すれば良いか？

⇒支払い相手の名前（施工業者）、支払う側の名前（申請者と同名であること）、支払金額、支払った日付、契約内容などが分かる「領収書等」を添付ください。